

## 裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成30年10月25日（木）午後1時30分から午後3時30分まで  
場 所 徳島地方裁判所大会議室（6階）

### 参加者等

所 長 大 島 眞 一（徳島地方裁判所長）  
司会者 坂 本 好 司（徳島地方裁判所刑事部総括判事）  
検察官 安 藤 翔（徳島地方検察庁検事）  
弁護士 志 摩 恭 臣（徳島弁護士会所属弁護士）  
裁判員経験者1番 50代 女性（以下「1番」と略記）  
裁判員経験者2番 70代 女性（以下「2番」と略記）  
裁判員経験者3番 30代 男性（以下「3番」と略記）  
裁判員経験者4番 50代 男性（以下「4番」と略記）  
裁判員経験者5番 50代 女性（以下「5番」と略記）  
（司法記者クラブ記者 10名）

### 議事内容

#### 自己紹介及び意見交換会の趣旨説明

##### 所長

本日はお忙しい中、裁判員経験者の意見交換会に御参加いただき、誠にありがとうございます。裁判員裁判は、来年5月に発足後10年を迎えます。当庁でもこれまでに、現在係属中の事件を含めて80件に達しました。全国では約1万件に達しております。これまで、裁判員制度につきまして、概ね順調に運用されているとの評価を得ておりますが、裁判員制度の運用に関する意識調査によりますと、依然として裁判員裁判への参加について消極的な意見をお持ちの方が、8割を超えている状況であります。また、近年、全国的には、裁判員候補者の辞退率が上昇し、出席率が低下する傾向が続いております。このような状況に鑑みます

と、裁判員裁判をさらに発展させ、社会を支える基盤として根付かせていくためには、裁判員制度について、国民の関心や参加意欲を高め、不安を解消する努力を続けていくことが必要だと思います。本日の意見交換会におかれましては、是非、率直な御意見をいただき、さらに裁判員制度の発展に繋げていただければと思っております。本日はどうかよろしく申し上げます。

#### 司会者

本日、司会を務めさせていただきます、徳島地方裁判所刑事部裁判官の坂本と申します。どうぞよろしく申し上げます。今回お集まりの皆様方は、いずれの事件も私と一緒に裁判をさせていただいた方ばかりですので、こうやって再会でき、非常に懐かしく思っております。本日は、いろんな御意見をお伺いすることになりますが、忌憚のないところをお聞かせいただきますよう、よろしく申し上げます。

#### 弁護士

弁護士の志摩でございます。私は、徳島弁護士会の刑事弁護委員会の委員長をしております、その関係で、今日、弁護士会を代表して来させていただいております。もちろん、私も弁護士会の会務だけではなく、実際の事件も担当しておりますので、場合によっては、裁判員の皆様の中には、私が担当した事件を担当された方がいらっしゃるかもしれませんが、それとは関係なく、有意義なお話を聞かせていただいて、我々の弁護活動に反映させていただければと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

#### 検察官

徳島地方検察庁検事の安藤と申します。私は、昨年の4月に徳島地検に着任しておりますので、今年2年目ということになります。裁判員裁判にも、何件か検察官として立会させていただいております、今日の意見交換会にお越しいただいた裁判員の方の中にも、私が担当した事件の裁判をさせていただいた方がいらっしゃるかと思いますが、それ以外の事件も含めて、皆様から忌憚のない御意見、

率直な御意見を伺いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

司会者

本日、意見交換会ということで皆様にお集まりいただいたのは、私たち、裁判官、検察官、弁護人は、皆様に、少しでも分かりやすい、参加しやすい裁判をしようと努力しているところではありますが、実際の裁判の中でどのように受け止められているのかについて、実際に裁判員として参加された皆様から忌憚のない御意見をいただき、これからの裁判の参考にさせていただければと思っております。どちらかといえば、よくなかった、もっと改善できたのではないかというような御意見の方が、これからの参考になっていきますので、遠慮なく御発言ください。

### 裁判員裁判に参加しての全般的な感想

司会者

1 番の方から伺います。1 番の方が担当されたのは、殺人未遂事件でしたか。

1 番

はい。

司会者

内容としては、殺意を持って実父の背中を果物ナイフで1回刺したが、全治2週間のけがを負わせるに止まったという事案だったかと思えます。全般的な御感想はいかがでしょう。

1 番

この裁判を一緒にさせていただいて、殺意を持っているか、持っていないかということが、裁判の中で争いになっていたと思うのですが、どこで殺意があるのか、どこで殺意がないのかを考えて、それを自分たちで決めるということが大変だったという気がします。

司会者

2 番の方は、隣に住んでいる被害者の方のところへ侵入し、被害者を金槌で殴

ってけがをさせて現金を強奪したという、住居侵入、強盗傷人の事件の裁判員を御担当いただいたと思います。全般的な御感想はいかがでしょう。

2番

犯人が、もっと深く考えていれば、そういうことにはならなかったのではないかと思います。外国から来た女性にプレゼントをしようと考えて、隣の家に入って、頭を殴ったという事件でしたが、もっと深く考えていたら、頭は殴らないだろうと思います。足でも、手でも、他に方法がなかったのかと思い、浅はかだなと思いました。

司会者

裁判員に選ばれてみての感想はいかがでしたか。

2番

最初は何が何だか分からなくて、行くべきだろうか、どうだろうか、でも、裁判所からなので、行かなくてはならないだろうと思って来ました。くじでも選ばれて、最終的には、ものすごくいい経験になりました。もっと若い時に選ばれていれば違ったかなと思うくらい、いい経験になりました。どんどん選ばれて、いろんな方が参加してほしいと思います。

司会者

3番の方が担当されたのは放火の事件でしたが、御感想はいかがでしょう。

3番

かなり長い裁判期間だということを知り、裁判が始まる前は、ある程度テンプレートに当てはめる感じでことが進んでいくのだろうなと思い、こんなに日数が必要なのかなと思いました。実際にやってみると、2件の放火ということで、細かな証拠まで見て、どんどん掘り下げていって、みんなで評議するという形だったので、確かにこの期間は納得の期間だなと思いました。逆に、長かったことで、いろんなことを勉強させていただいたので、とても有意義な経験になりました。単純にテンプレートとか、ケースに当てはめるというのではなく、裁判官自身も、

お悩みになって判決に至るという経緯を目の当たりにしたので、裁判員裁判に対する視点が変わったように思います。

司会者

4番の方も3番の方と同じ事件だったと思いますが、いかがでしたか。

4番

選ばれたとき、裁判員制度ってまだあるんだな、というのが率直な感想でした。自分の周囲に裁判員に選ばれた人はいなかったので、緊張しながらこちらへ来たところ、よく似た感じの方が9人くらい来られて、ここで10日間程度一緒にやるんだなという気持ちになりました。印象に残っているのは、2つの事件の映像での証拠調べです。最初は、被告人が犯人だろうと思っていたのですが、繰り返し見ているうちに、いや、違うんじゃないだろうかという考えになったりもして、自分がいろんな考えを持てるんだなということが分かりました。裁判員を経験した後、職場に帰って、いろいろ考えるときに、裁判員をやっていたから、いい経験をしたから、ここでも頑張ろうかなというような気持ちに変わったのを覚えています。

司会者

3番、4番の方とは別の事件ですが、5番の方も放火の事件を御担当いただきましたね。

5番

最初に通知が来たとき、「えっ、ほんとに。」と感じました。当たるもんなんだなというような。職場の方でも、「えっ、本当に来たの。」「本当にやるの。」というような感じでした。裁判員という制度は、そんなに身近な感じではありませんでした。来させていただくに当たっては、半分は、裁判所や裁判自体に高い関心があったのと、半分は、やっぱり不安が大きかったです。ですが、すごく丁寧に審理されていくのを見て、体験もさせていただいて、本当にとってもいい経験をさせていただいたと思っています。

## 冒頭陳述・証拠調べ・論告弁論について

司会者

次に、審理の中身についてお話ししたいと思います。まず、冒頭陳述についてお話を伺います。法廷で審理が始まると、検察官が、犯罪事実に関する起訴状を読み上げて、被告人と弁護人がそれぞれ意見を述べた後、冒頭陳述という手続があったと思います。これは、検察官と弁護人が、それぞれ、その事件のあらましであるとか、これから証拠を見ていくに際して注目してもらいたいポイントというようなものを、それぞれの立場からプレゼンテーションしていくというような手続であったかと思います。その冒頭陳述について、例えば、話し方や書類のレイアウトなど、いろんな観点から見て、分かりやすかったのかどうかというあたりについて伺いたいと思います。1番の方については、殺人事件で、殺意が争われていた事件だったと思いますが、検察官、弁護人の冒頭陳述はいかがでしたか。

1番

分かりやすかったです。

司会者

冒頭陳述の内容を見て、これから聞いていくポイントについて理解できたとお聞きしてよろしいでしょうか。

1番

はい。

司会者

2番の方の強盗の事件については、事実関係には争いがなくて、被告人の刑をどうしようかというところが争点だったと思います。冒頭陳述の内容はいかがでしたか。

2番

よく分かりました。金槌を見本として用意してくれて、見せてくれたりもした

し、大変よく分かりました。

司会者

今の話は、証拠調べに入った後のことも含めて分かりやすかったということでしょうか。

2番

そうですね。よく分かりました。

司会者

3番の方はいかがでしょうか。

3番

特に、検察側の資料がすごくポイントを押さえていて、見やすくレイアウトもされていたので、事件のあらましがとてもよく把握できました。ただ、弁護士サイドの方が分かりづらかったような印象はあります。

司会者

3番、4番の方が担当された事件は、2件の放火について、被告人がどちらも自分が犯人ではないと言って争っていた非常に難しい事件でした。その2件分の事件について、検察官がA3判の用紙1.5枚分、弁護人がA3判の用紙1枚でプレゼンをしていましたが、それで事件の中身についてお互いがどういうことが言いたいのかを理解できましたでしょうか。4番の方はいかがでしょうか。

4番

確かに、検察側のレイアウトは、筋道を立てて、色も使いながら作られていたので、とてもよく分かったように思います。残念だったのは、弁護側は、もう少し言いたいことを書いてもよかったのではないかと思います。

司会者

結構な情報量がある中で、特に検察側の方にレイアウトの工夫があったりして、割と情報がすんなり頭に入りやすかったということでしょうか。

4番

それと、しゃべり方も、はっきりとしゃべっていただいたので、目を見てしゃべっていただけると、「ああ、そうか。」というふうに、分かりやすかったように思います。

司会者

5番の方の放火の事件については、共同住宅の自分の部屋に火をつけたけれども、翻意して自ら消火をしたため、建物には燃え移らなかったという事案で、放火の故意が争われた事件だったと思います。冒頭陳述についてはどうでしたか。

5番

検察官の方も、弁護人の方も、まあまあ分かりやすかったと思います。どこが争点かということも分かりやすかったです。特に検察官の方の資料については、色も使って分かりやすくまとめられていたと思います。弁護人の方の資料は、普通かなという感じでした。

司会者

冒頭陳述というのは、これからのポイントを示すものではありませんが、あくまでもお互いの言い分であって、証拠ではないというような区別はきちんとできましたでしょうか。冒頭陳述と、これからの証拠は違うのだということは、実際に審理している中ではいかがだったでしょうか。

5番

その区別はついていたと思います。一つの出来事についても、こういうふうに主張されるんだなとか、また、別の側はこういう主張をされるんだなと感じました。本当のところはどこにあるのかというところを、これから出てくる証拠で考えていくんだらうなというような感じはありました。

司会者

検察官、弁護人から、冒頭陳述について何かありますでしょうか。

弁護士

3番、4番の方の事件で、弁護側の冒頭陳述が分かりにくかったというお話が



ありましたが、もう少し具体的に教えていただければありがたいと思います。

3番

単純に、説明資料がなさすぎるような気はしました。検察側から始まって、弁護側という流れだったと思いますが、まず検察側の資料を見て、それから弁護側の資料を見ると、分量だとか、説明内容というのが、あまりにも違いすぎていたので、どういうスタンスなのかというのが、分からなかったというのがあります。

4番

弁護側の方は、ポイントがあやふやだったような気がします。

弁護士

皆様の話をお聴いていると、冒頭陳述は、資料をお配りした上で、検察官なり弁護人が口頭でしゃべっていると思いますが、口頭でしゃべっている内容よりも、資料を後で見返す方が重たいというか、より分かりやすかったのでしょうか。

1番

資料の方が、どういうふうになっているかというのを書いてあるので、資料があった方が分かりやすかったと思います。

2番

私も資料の方が分かりやすかったと思います。口頭で述べられるより、自分で考える時間があるのでよかったですと思います。

司会者

冒頭陳述は、訴訟のかなり最初の方の段階であるのですが、口頭で聞いているときの心境はどうだったのでしょうか。まだ緊張が残っていて、あまり頭に入らないとか、割とすっと入っていったとか、聞いている最中はどのようなものなのでしょうか。3番の方どうでしょうか。

3番

やっぱり始めなので、雰囲気慣れるまでの時間もありましたので、口頭で言われた分は忘れやすかったような気はします。正直なところ、1日目のことはあ

まり覚えていないというのもあります。

司会者

まず口頭で分かっていたかどうかということも大事だけれども、冒頭陳述の場合には、後々見返す資料になって、それを見ながら証拠の内容を把握していくという機能も結構大事なのではなからうかということでしょうか。

次に、証拠の中身に入っていきたいと思います。冒頭陳述が終わると、多くの事件では、検察官が、現場の図面だとか、写真をモニターで示して、こういう現場だったんだということ把握したり、そういった書類に関する証拠を取り調べたことと思います。放火の事件では、それで午前の審理は終わり、午後からは、証人尋問や被告人質問など、直接質問をする手続を行ったと思います。証人尋問や被告人質問の際、検察官、弁護人からの質問が分かりやすかったか、話し方は聞き取りやすかったか、質問の意図は分かったかどうかというあたりについて伺いたいと思います。5番の方はいかがでしょうか。

5番

詳細は忘れましたが、検察官、弁護人で1回ずつ、どういう意図で質問されたのかが分かりにくいと感じたことがありました。検察官の方は、被告人が起こした罪について突いていくのかなと思ったのですが、ちょっと庇うじゃないですけど、被告人寄りになるような話があったなというのと、弁護人の方も、逆に、被告人に不利になるような話があったと思うので、その辺は、正確に物事を知っていくためになさっているのかなと思いましたが、ちょっと「えっ。」と感じたことがありました。だいたいにおいては、はっきりと分かりやすく話して下さったし、いっぺんにたくさんを言うのではなく、少しずつやっていただいて、分かりやすかったと思います。

司会者

1番の方はいかがでしょうか。1番の方は、たしか、精神科医から被告人の精神状態について意見を聴いたり、法医学者から傷口の状態について話を聴いたり

して、専門家の話があったのではないかと思います、聴いていて分かりやすかったでしょうか。

1 番

被告人が障害のある方だったので、どういう障害があるのかについての説明は分かりやすかったと思います。知らないような障害だったので、こういう障害もあるんだなと思いました。分かりやすく説明していただいたと思います。

司会者

普段聞きなれないような障害の名前が出たりしましたが、その内容はお分かりになって、事件と結びつくのかどうかというところも大丈夫でしたか。

1 番

そういう障害があったから、こういう事件を起こされたのかなと思う部分もありました。

司会者

2 番の方のときは、証人尋問はなく、被告人から話を聴くだけだったと思いますが、検察官や弁護人の質問はいかがでしたか。

2 番

被告人は、何か諦めているような状態で、どうでもいいというような感じでした。被害者に詫びるといような感じもなく、留置場から出てきても何もしないというような感じでした。

司会者

被告人は、やや投げやりだったような印象を持ったということですか。

2 番

はい。

司会者

おそらく、弁護人は、それについていろいろと質問をして、反省などを引き出せたらということをやっていたのではないのでしょうか。

2番

そのようにも見えましたが、もうちょっと、被告人自身が頑張ってもらいたかったです。

司会者

被告人自身に問題があって、弁護人の尋問によってどうこうというのは難しいのではないかということですか。

2番

そう思います。検察官と弁護人の両方が頑張っていたようですけれども、本人自身がだめだなと感じました。

司会者

3番、4番の方が担当された事件では、のべ13人の証人尋問があったので、一つ一つを覚えているのはなかなか難しいだろうと思いますが、出火原因に関して、専門家から話を聴いたり、何人かから専門的な見地からの話を聴いたと思います。それらの分かりやすさはどうでしたか。

3番

どうしても、数が多かったので、出火原因にしても、車の特定のために防犯カメラを何度も見たりして、内容的に難しいところはあったと思いますが、証言の内容については、すごく分かりやすかったと思います。

司会者

検察官、弁護人の尋問のやり方について、何か覚えているところなどはありますか。

3番

弁護人の質問の中で、証人の記憶が曖昧で、きっちり言ってくれれば、どこがこの証拠の欠点であるなどということが気付けたと思うのですが、曖昧な感じで終わることが多く、証人が多少混乱しているように見えることがありました。

司会者

曖昧なところは、もう少し突っ込んでほしかったということでしょうか。

3番

そうですね。そこが証拠となる証人であるとか、証拠の欠点だというようなことを言ってもらえれば気付けたのですが、結局、なんとなく曖昧なまま終わったことが多かったように思いました。

4番

専門家の話には、すごく興味深いものがあるって、客観的に話されているので、こういうふうにして火は燃えるんだとか、逆算すれば時間はこのくらいになるんだなというような、証拠になるような発言があったと思います。ただ、裁判員に対する検察側からの訴えと、弁護側からの訴えを聞いたとき、心に残るような訴えがもう少しあってもよかったのではないかと思います。ドラマみたいにというわけではありませんが、いっぱい発言したり、お互いにやり合ったりするような、ああいうイメージで入ったものですから、淡々と事実を伝えてくるんだなと思いました。逆に、冷静にはなれたのですが。

司会者

ドラマでは、よく、「異議あり。」とか、そういう激しいやり取りがありますが、特にこの事件では、そういうやり取りは少なかったかもしれません。もう少しそういうやり取りがあるものだと思っていらっしゃいましたか。

4番

はい。私はそう思っていました。

司会者

証人や被告人から直接話を聴くこと以外にも、ある人の話を供述調書にして、それを読み上げる形での証拠調べがあった事件もあったかと思いますが、5番の方の事件では、確か、供述調書の取り調べはなかったと思いますが、1番の方の事件では、被告人のお兄さんの話した供述調書を読み上げることがあったと思います。それ自体は覚えていらっしゃいますか。

1 番

.....。

司会者

ある人の話を紙にまとめたものを読み上げるのと、直接話を聴くというのがあります。今回では被害者である被告人のお父さんの証人尋問があったと思いますが、印象に残るのはどちらの方でしょうか。

1 番

お父さんの発言は記憶に残っていないのですが、被告人からは、あまり発言がなかったと思います。自分の方から、殺意があったとか、なかったというような話が、もう少し聞けたらよかったと思うのですが、あまり発言はなかったように思います。

司会者

その他にも、お兄さんについては、法廷に来てもらって話を聴くのではなく、その話した内容を読み上げるというものがあったのですが、あったこと自体あまり印象に残っていませんでしょうか。

1 番

覚えていません。すみません。

司会者

2 番の方の事件では、いろいろな事情があって、被害者の方が直接証言することができないので、紙に書いた内容を読み上げるということが行われましたが、被害者の方の話と、被告人が直接話したことと、どちらの方が印象に残っていますか。

2 番

それについては、忘れてしまいましたが、もっと、みんなが自分の思っていることを言い合って、被告人も、自分の気持ちをどんどん言うのではないかと思っていました。テレビのように言うてはいけないのかな、という気持ちで見えています。

した。

司会者

検察官と弁護士から、これまでのお話を踏まえて、何か質問等がありますか。

検察官

今までのお話の中で出てこなかった点について伺います。検察官が、現場の状況等をパワーポイントで示しながら説明したと思いますが、それを御覧になっての御意見や御感想等をお聞かせください。

司会者

書類の証拠として、モニター越しにパワーポイント等で見せてもらった現場に関する証拠だとか、書類の証拠に関する印象をお聞きしたいということですね。そういった証拠を見るのは、おそらく、証拠調べの一番最初のころだと思いますが、そのころに見た現場の図面や写真、それに関するもう少し詳しい状況説明等を聞いて、なるほど、現場の証拠はこうだったんだなというように、だいたい分かったのか、それとも、よく分からなかったのかという点についてはいかがでしょうか。

5番

だいたい分かりやすかったと思います。私の担当した事件では、現物の燃えている毛布だとか、ガスレンジなどをお示しいただいたと思います。それと、部屋の中の間取り図をお示しいただいたのは分かりやすかったと思います。ただ、ここにキッチンペーパーがあることの意味だとか、そこに毛布があったことの意味だとか、そういうところをはっきりさせていただけると、もう一段よかったかなと思います。

司会者

現場に残っているものについて、ここにこれがあるということがどういう意味を持つのだろうかというようなことについて、もう少し検察官や弁護人から話が聞きたかったということでしょうか。

5 番

はい。

司会者

今の話は、ちょうど、論告弁論にも関わってくる話だと思うので、論告弁論についてお話を伺いたと思います。証拠調べが終わった後には、検察官と弁護人が、論告弁論とって、これまでに出了た証拠を振り返って最後のアピールをします。これまでに出了た証拠からすると、ここはこういう意味で、証拠の内容からすると、自分の言い分の方が正しいんだということを、お互いの立場からアピールするという手続があったと思います。論告弁論の内容について、先ほどの5番の方のお話では、もう少し証拠の意味について詳しく説明があった方がよかったですのではないかというような御意見もありましたが、論告弁論が分かりやすかったのかどうかについてお聞きしたいと思います。1番の方いかがでしょうか。1番の方の事件では、検察官、弁護人ともに、A3判の用紙1枚分の分量で、テーマごとにまとめられ、色も使いながら言い分をまとめた書類が出されていたと思います。それらは分かりやすかったでしょうか。

1 番

はい。分かりやすかったです。

司会者

印象に残っていることや、後の評議で使えた、使いにくかったということはありますでしょうか。

1 番

特にありません。それらを見ると、どういう状況だったのかがよく分かりました。

2 番

分かりやすかったのですが、被告人が諦め気味だったからか、検察官も弁護人も、例えば、弁護人であれば被告人を弁護するというのが薄かったように思いま



した。

3 番

検察官の説明はすごく分かりやすかったです。ただ、最後の方は、時間が足りなくなって走り走りだったような記憶があるので、もうちょっと最後まで聞いておきたかったと思いました。

司会者

3 番の方、4 番の方の事件では、検察官が A 3 用紙 3 枚、弁護人が 1 枚半の弁論を行ったのですが、最後の方が駆け足になってしまいましたでしょうか。分量としてはどうでしょうか、多すぎて詰め込みすぎではないか、あるいは、逆に情報が少なくて分かりにくいとか。

3 番

情報量的には、ちょうどよかったのですが、時間がきっちり決められていた中では、もう少し要点をという感じはしました。

4 番

実際にその場で話を聞いて、なるほどと思って分かったことはありました。ただ、自分がかみ砕いて理解するための時間はほしかったと思います。10 分か 15 分でもいいので、じっくり理解がしたかったです。当日、書面を家に持ち帰ることができなかったので、じっくり読み返してみたかっただとは思っています。

司会者

そのあたりは、評議の運営の問題かもしれません。法廷で論告弁論が行われた後、家に持ち帰ることはできないので、いきなり話合いというよりは、じっくり読んでみる時間があつた方がよかったということでしょうか。5 番の方はいかがでしょうか。

5 番

論告弁論について、特に分かりにくかったというような印象は残っていないので、分かりやすくやっていただいたのだと思います。

司会者

検察官，弁護士はいかがでしょうか。

検察官

先ほど，何人かの方が，証人尋問の意図が分かりにくかった，証拠の欠点について，もっと突っ込んで話をしてほしかったという意見をおっしゃっていましたが，それは，論告弁論を聞いたときに，そういう意味だったんだなというふうにお分かりになったのか，それとも，結局分からないままだったのかというのはどうだったのでしょうか。

3番

はっきりとは思い返せないのですが，確かにうやむやになったところがありました。最終の論告弁論でも，弁護士の追及がはっきりしないように感じたところがあったので，証拠の欠点についても，いくつかはうやむやになったような記憶があります。最終的には，総合的に判断したということだったと思います。

司会者

証拠の中身や意味がはっきりと分からなくて，最後の論告弁論を聞いてもよく分からなくて，裁判官から説明を受けて分かったというようなことはありましたか。

5番

論告弁論のときに，はっきりと分かったのかどうかは覚えていませんが，証拠物がそこにあることの意味については，評議の中で皆さんや裁判官と話をしながら分かってきたような印象が強く残っています。

司会者

そのあたりの意味付けについては，説明というよりも，みんなで議論をしている中で，こういうことだったのかなというのが浮かび上がってきたということでしょうか。

5番

そういう面が大きかったような気がします。検察官からの説明が分からなかったというわけではありませんが、もうちょっとはっきりと、と思った部分については、評議の中ではっきりしてきたような気がします。

## 評議について

司会者

評議における裁判官の説明が分かりやすかったかどうか、意見が言いやすかったかどうかについて、私の前で言いにくいと考えることなく、忌憚のない意見をいただきたいと思います。こういう部分はもっと工夫したらよかったのではないかなど、御意見はいかがでしょうか。

1 番

分かりやすく説明してくださっていたので、工夫したらいいような点はないと思っています。

2 番

私も分かりやすかったです。ただ、もう少し時間的なゆとりがあった方が理解しやすかったように思います。

司会者

少し時間に追われた感じがありましたでしょうか。

2 番

ありましたね。

司会者

御自分の意見は遠慮なく言えましたか。言いにくいというようなことはありませんでしたか。

2 番

それはなかったです。

3 番

発言はすごくしやすかったと思います。十分発言はできましたし、皆さんと話

合いもできたとは思いました。ただ、証拠をすぐ見て、その後評議という形になるので、なかなかすべての証拠を消化して評議の意見に繋げるというのが、ちょっと不十分だったところはあると感じました。

司会者

3番、4番の方の事件では、日程が長く、証拠の数が多くて、まとめるのにも苦労されたと思います。もう少しこうすればよかったというようなところがあれば、それぞれの職場での御経験も踏まえて、アイデアがあれば是非教えてください。もちろん、感想的なものでも構いません。

4番

放火という身近にはない事件だったので、非現実的な証拠や、検察官、弁護人から実際の話を書きましたが、評議の場が一番充実していたと思います。私もいろんな質問をさせていただきましたが、違った角度からフォローしていただきながら、みんなで論議して、最後には、なるほどというような感じで終わったような気がします。

5番

発言のしやすさで言えば、十分に発言させていただいたと思います。裁判員裁判の難しいところであり、いいところかもしれませんが、私たち素人が、「こんな人許せない。」「人間を信じたいから、やっていないのではないか。」などと、感情的になりがちなところを、裁判官がきちんと証拠の方に引き戻して下さって、裁判はこういうふうにして考えていくんだという道筋を見せていただきました。分かりやすかったと思います。

司会者

放火の事件については、2件の放火のうち1件が無罪になったということがありました。その他の事件については、被告人の量刑についてみんなで議論したと思います。量刑を決める議論にあたって、話合いの進め方がおかしくなかったかどうかなどについてはいかがでしょうか。1番の方の事件では、懲役3年、保

護観察付きの執行猶予4年という結論になったと思いますが、そこに至るまでには迷ったりされましたか。

1 番

みんなと、殺意があったのか、なかったのか、執行猶予を付けるのか、付けな  
いのかなどについて話し合いましたが、結構難しかったです。

司会者

2 番の方の事件では、刑の重さを決めるのがメインのテーマだったと思いき  
ますが、難しいところはありませんでしたか。

2 番

最初は、いろいろな刑期が話題に上りましたが、よく似た他の事案の刑を見  
て、「ああ、こんなもんかなあ。」と思う気持ちがありました。自分の気持ちの  
中では、もっと幅広く考えたのですが、いろんな他の事案の結果を出してくれ  
たので、よく分かりました。

司会者

裁判員裁判では、量刑検索システムを使って、いろんな事案とか、大雑把に言  
って、このくらいの事案だと、大きな幅としては何年から何年くらいの刑が多い  
ですというようなものをお示ししたりしますが、それが参考になったということ  
ですか。

2 番

はい。

司会者

ある事件がこうだったら、このとおりにしなければいけないという受け止め方  
はされていませんか。

2 番

そうは思っていないんですが、参考にはなりました。

司会者

参考としての役には立ったということですか。

2 番

はい。

司会者

量刑検索システムについては、どのような印象をお持ちでしょうか。

3 番

ある程度の指針的な意味でありがたかった面はあります。そのままではないけれども、似たような事例で、このケースならこのくらいなんだろうなというのが分かったので、システムを使うことは助かりました。

司会者

ピンポイントで似たもの探しをして、そのとおりにしなければいけないという趣旨でお見せしているわけではないということは、どの方に対してもお話ししたと思いますが、その趣旨はだいたい御理解いただいていたのでしょうか。

4 番

実際のところ、素人が、まったく基準のないところで量刑を決めるのは不可能というか、自分が判断していいものかどうか分からないところに、量刑検索システムが、これくらいならこれくらいですよと幅を持たせて示してくれたのはよかったと思います。一番よかったのは、集団でいると、あの人が言っているからそんなものかなと思ってしまうこともありますが、一人一人に当てて意見を聞いてもらうことによって、それぞれが真剣に考えて判断できるような意識を持つことができたことです。

5 番

基準というか、指標を示してもらえたことで、このあたりで考えるんだというのが分かりやすかったです。それと、議論をした後で、投票というか、それぞれが紙に書いて、無記名で、これくらいじゃないかというのを何度もやったと思いますが、そのやり方もよかったと思います。

司会者

評議について、検察官、弁護士から何かありますでしょうか。

(検察官、弁護士から質問なし)

### 選任手続や審理・評議の日程について

司会者

裁判員裁判については、近年、出席率が低下していること、辞退する方が増えてきていることが課題になってきています。運営する側としては、できるだけ裁判員の方に負担の少ない、参加しやすい日程を組みたいと思っておりますが、実際に経験されてみて、選任手続や審理の日程などに関して思うところや、選任されてから、実際の裁判を行うまでの日数が短かったか、長かったかについて御意見があればお聞かせください。

1 番

私が担当した事件は、正味1週間以内で終わる事件だったのでよかったのですが、あまり長くなると、職場にも影響が出ると思います。

司会者

6日くらいであればなんとか参加できるけれども、それ以上になると厳しいということですか。

1 番

はい。それくらいの方がいいのかなと思います。

司会者

2番の方はいかがでしょうか。2番の方の事件は、3日間の審理でしたね。

2 番

はい。早かったです。期間は、事案によって長引いたり、短かったりするのだらうと思います。私の場合は、家から40分くらいかかるので、少し遠かったのですが、通えたのでスムーズに行けたと思います。

司会者

3番、4番の方は、全体で12日間、土日を挟むと3週間にまたがる日程でしたが、やはり大変だったでしょうか。

3番

そうですね。初めに12日間と聞いて、正直なところ、こんなに長い期間が必要なのかと思いました。しかし、事件の内容を見て、この日数が必要なのだという事は理解できました。また、裁判員制度に理解のある職場だったので、出させていただきます。繁忙期であったりすれば、難しかったと思うので、タイミングもよかったと思います。ただ、12日間は長かったというのが正直な感想です。

司会者

12日間かけることは仕方がなかったとして、間の休みの日の入れ方はいかがでしたか。確か、この件は、最初の4日間火、水、木、金と連続してあって、土日を挟んで、月曜日が午後から始まり、また、火、水、木、金とあって、土日挟んで、月、火、1日空いて、木曜日に判決という流れだったかと思います。多少全体が延びても間を空ける方がよかったのか、もっと詰めてコンパクトにした方がよかったのかというあたりについてはどんな御意見をお持ちでしょうか。

3番

長い場合は、裁判が終わってから帰って仕事をするというパターンになってしまっているので、ある程度余裕があれば、中日を入れていただいた方がありがたかったと思います。

4番

私の職場は、部署的にたまたま休めるような環境だったので、詰めて12日間というのが逆によかったです。間を空けると、おそらく、集中できないような気がします。

司会者

5番の方の事件は、全体で5日間かかった事件だったかと思いますが、いかが



だったでしょうか。

## 5 番

日程表を見たとき、最初は、裁判自体の時間がわりと短くて、評議の時間が長いんだなと感じましたが、やってみると、丁寧に、少しずつ、きちんと評議ができて、ちょうどいい日程だったように感じています。それと、選任手続から裁判までの日数については、仕事にもよるとは思いますが、私の場合、前もって予定を入れておく仕事だったものですから、裁判員に選ばれるかもしれないということで、裁判のある1週間分は仕事を入れていなかったんです。それで、選ばれてよかったと思ったのですが、もし、選ばれていなかった場合には、選任手続から裁判までが1週間だったので、その間に入れられる仕事は少ないタイプの職場だったので、出勤しても仕事がない状態になって、困るなあと思っていました。ですから、お仕事にもよると思いますが、この間が2週間くらいあればよかったのになとは思いました。

## 司会者

選任手続から公判がスタートするまでの期間について、だいたい何日くらいほしいとか、職場との調整に苦労されたことなどがあればお聞かせください。

## 1 番

選任手続の前に文書が来て、その時点で職場の上司に、文書が来ましたから、何日から選任手続があって、審理が何日から何日まであり、もし選ばれたら、ここからここまで休ませていただきたいと伝えていたので、選ばれたときは、すぐに職場へ連絡して休みをいただきました。私としては、最初の文書が来てから、選任手続までに時間があつたので、早めに職場の上司へ連絡ができたのでよかったと思います。

## 2 番

私は家におりますので、特に問題はありませんでした。

## 司会者

そういう立場からすると、選任されてから裁判までの間は、あまり空けない方がいいのですか、それとも、空けた方がいいのですか。

2番

ちょっとは空けてもらった方がいいと思います。あまり詰めすぎても、前もって家の行事などもあるので、それらを除けるための時間が必要なので、空けてもらった方が、私はありがたいです。ただし、あまり空けすぎても、忘れます。

3番

特に不都合が出たとか、調整に苦労したということはありませんでした。

4番

選任から裁判までの間に時間はほしいと思います。段取りをしておいて、初めて集中できるので、段取りのための時間が、1週間から2週間は必要だったかなと思います。

司会者

今回のような長い期間の場合は、少なくとも1週間、5番の方の場合は、2週間くらいないと仕事に支障が出るということでしょうか。

5番

はい。

司会者

検察官、弁護士から何かありますでしょうか。

(検察官、弁護士から質問なし)

**これから裁判員になる方へのメッセージ**

司会者

これから裁判員になる方へのメッセージをお願いします。感想のようなものでも構いません。

1番

裁判員になったら頑張ってください。勉強になりますので。

## 2番

最初は、裁判所と聞いただけで、行ったこともなかったのですが、難しいところだろうと考えていました。みんな堅物さんで、話もしにくいのではないかとも思っていたのですが、割と穏やかに、いろいろと話ができて、大変いい勉強になったと思います。

## 3番

この制度を維持していくにあたって、是非とも参加した方がいいですよと伝えたいです。参加する人がいないと、制度自体が崩れてくると思うので、その点では、広報などをしていただいて、この会での生の意見なども、もっとみんなに知っていただけたらなと思います。

## 4番

裁判員になる前は、新聞などを読んでも、客観的に見ていたのですが、裁判員になってからは、特に放火の事件については、これは今後どうなっていくのだろうかと考える機会ができたりして、やっぱり、裁判員になってよかったと思っています。

## 5番

私も、裁判員をさせていただいて、すごくよかったと思っています。周囲にも言っているのですが、もし当たった場合は、家庭や仕事の状況が許せば、積極的に参加することを勧めたいと思っています。

## 司会者

検察官、弁護士から一言ずつ頂戴できますでしょうか。

## 弁護士

皆様お疲れさまでした。我々弁護士会の方でも、皆様からお伺いできたいろいろなお話を参考にして、さらにより良い裁判員裁判に繋げていけたらと思っています。裁判官、検察官、弁護士というのは、この職業に就くと、法律上裁判員になる資格がないので、ある意味、皆様方の立場というのは、お伺いしなければ分

からないものですから、今日お伺いできたお話は、是非参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

#### 検察官

本日は、貴重な御意見、お話をありがとうございました。今日お伺いしたお話を踏まえて、さらに分かりやすく説明ができるように、今後の業務に反映させていければと思っております。我々は、実際に裁判員の皆様からお話をお聞きする機会は限られていますし、裁判員になることもできないので、とてもいい機会をいただけたと思っております。どうもありがとうございました。

#### 司会者

本日は、皆様ありがとうございました。貴重な御意見をいただいて、私も勉強になりましたし、これからの事件運営に反映させていきたいと思っております。今日出てきたようなお話については、この場だけではなく、是非、周りの人たちにもお話しいただいて、よかった点だけではなく、悪かった点や、分かりにくかった点でも結構ですので、お話しいただいて、一人でも多くの方に裁判員裁判へ興味を持っていただけたらと思っております。今日はどうもありがとうございました。

#### 司法記者クラブからの質問

##### 徳島新聞

裁判員裁判を経験して、よかったことや、苦労した点について教えてください。

##### 1 番

裁判員をする前と、した後では、うまく言えませんが、考え方が変わったような気がします。最初は、通知が来ただけで嫌だと思っていたのですが、経験した後は、やってよかったなという思いがあります。

##### 2 番

私も同じで、いい経験ができたなと思っております。最初は、嫌だという気持ちが頭にあって、断ろうか、どうしようかと悩みました。でも、来てみて、自分が

裁判員になって、終わってみたら、よかったな、次にそういう話がある人がいたら、行きたくないと言っているけど、行った方がいいよと言って勧めてあげたいと思いました。

### 3 番

裁判員を経験してみて、人を裁く重みというか、人を裁くにあたって、こんなにいろんな人たちが素直に意見を出し合って、真剣に考えて、ということがあって、初めて、罪を償うというようなことがあるので、その重みを知れたことは、すごくありがたい経験だったと思います。苦勞したことというのは、証拠を一つ一つ掘り下げていって、単体の証拠があって、全体的にはその証拠が何になるのかというのを、量刑や最終の判断に繋げるのに、すごく苦勞したという思いがあります。でも、その中で、裁判員、裁判官ともに、思ったことが言えて、最終結論を出せたというのは、すごく素晴らしい経験だったと思います。

### 4 番

苦勞した点は、普段はボーッとしている私なのですが、さすがに、判決を言い渡さなければならない立場になってくると、人の話を聞いて話をするということの難しさはありました。裁判官に指導していただきながら、人の意見を聴いて、自分の意見を出していき、判決に持っていくまでの過程というのは、そういう経験ができて、すごくよかったと思います。

### 5 番

割と、裁判所や裁判に興味があったのですが、全然来たこともないし、どういふふうにして入ってくればよいのかも分からないという、ちょっと敷居の高いところがありました。実際に経験をさせていただける機会をいただいて、裁判所や裁判に対する理解が深まったと思いますし、気持ちも近くなったと思います。すごくいい経験をさせてもらいました。やっぱり、あまり世間一般には、裁判所って近い存在ではないのだろうなと思います。職場でも、反対はされなかったのですが、「これは断ってはいけないんだよね。」、「止めちゃいけないんだよ

ね。」と言われました。今日もここにきて、こういった意見交換会が裁判所のホームページにアップされるということも初めてお聞きしました。私は、そういうのを知っていれば、見たい方なので、世の中には、もっと興味を持っている人がいるのではないかと思います。だから、宣伝というか、広報というか、そのへんをまたお願いしたいなと思いました。

司会者

おっしゃるとおりで、裁判所は、広報活動がどちらかというと苦手な部類だと思っています。最近、少しでも職場の理解を得やすくするために、裁判員候補者の方への通知の中に、候補者に選ばれた方の職場に提出するための書面を入れて、裁判員制度の趣旨や、御協力をお願いしますという御説明をして、できるだけ職場の方の御協力が得られやすいように工夫を重ねているところです。広報活動についても、来年5月に裁判員裁判が10周年を迎えるということもあって、頑張っていきたいと思っていますので、何かの機会に目にすることがあれば、周りの方にも言っていただけたらと思います。

毎日新聞

裁判員裁判に対するマスコミの取材や報道姿勢についてどう感じましたか。

司会者

それぞれの方が担当された事件の報道のされ方や取扱いについて、何か気が付いたところや、お感じになったことはありますかでしょうか。

4番

確か、私たちの事件のときは、初の無罪判決か何かで、新聞にすごく大きく載ったような気がします。あのとき見た瞬間に、やっぱりこの事件は大きかったんだなと思い、マスコミも興味があったんだなというふうに感じました。

司会者

徳島ではかなり久しぶりの無罪事件でしたでしょうか。少なくとも、私が徳島に来てからは、裁判員裁判での無罪は初めてでした。その他の方はいかがでしょ

うか。

2番

私も、新聞を見て、大きく載っていることに驚きました。感心して、それから一生懸命新聞を見ました。

司会者

そうすると、その後の新聞の見方も変わってきたということでしょうか。

2番

変わりました。

毎日新聞

犯行に使われた凶器や現場の写真を見たり、犯行状況の説明を受けたりしたことによる精神的な御負担はありましたでしょうか。

司会者

関係するとすれば、1番の方か2番の方の事件になるでしょうか。殺人未遂あるいは強盗傷人の事件でしたけれども、凶器や傷の状況などによって精神的な御負担はありましたか。

1番

私は、特に何も気分が悪くなることもありませんし、こういう感じなんだなあという感じでした。

2番

金槌の見本を見せてもらって、あれで頭を叩いたのなら、頭の中の血はすごいので、本当に殺すつもりでもっと強くやっていたら、もっとすごかったのではないかと思い、びっくりしました。でも、寝られなかったというようなことは全然ありませんでした。

徳島新聞

裁判員裁判を経験された皆さんから見て、裁判員裁判という制度はどのようなふうに感じていらっしゃいますか。

## 5 番

参加させていただいた私の側としては、とても勉強になりました。司法は、普段縁がないようでも、関係のないものではないのだから、それを知るということは、とてもいい経験だったと思うのですが、一方で、裁判官の方には、すごく負担になっているのではないかと心配になりました。

## 司会者

負担だとは全然思っていない。むしろ、刑事裁判をする上では、裁判員裁判をするのは意義があることだと思っています。裁判官が、自分ひとり、あるいは裁判官だけで審理を続けていくと、独りよがりな考えに陥っていたり、裁判官だけの論理で物事を判断していたりしないだろうかというのが、普段仕事をしていて気になるところでもあるので、個々の事件で、いろんな方から意見を聴く中で、多くの事件を担当していても、なるほどこんな見方があるのかと思うことがあって、そういうことを経験させていただけるのは、ありがたい機会だと本当に思っています。もう一言申し上げると、裁判員裁判が入ることによって、裁判のあり方が劇的に変わっています。今日も御意見をいただいて、至らない点多々あるのですが、裁判員裁判を導入することによって、国民の皆様が目が刑事裁判に入ってくるので、これまでの裁判のやり方でいいのだろうかということを、裁判官、検察官、弁護士の方たちで真剣に議論して、もっと分かりやすい新しい裁判を追求しなければだめだということになり、今の裁判員裁判の形が出来上がっているということがあります。自分たちだけでもちゃんとやればいいのではないかという見方もあるかもしれませんが、国民の皆様が目が直に入ってくるというインパクトはすごく大きくて、それを契機にして刑事裁判のあり方が劇的に変わっているというところがありますので、是非守っていかなければならない重要な制度であると思っていますし、個人的にも、非常に意義深く思っています。ですので、是非、いろんな方に裁判員裁判へ参加してもらえたらなと思っています。

## 毎日新聞



選任手続を3分の1の候補者が欠席しているという状況の中で、裁判員裁判への関心は高まっていると思いますか。また、裁判員裁判への関心を高めるためには、どのようなことができるのかについてお考えをお聞かせください。

#### 4番

裁判員裁判では、裁判官も1票だし、裁判員も1票だというところが、いいところだと思っています。最終的には、マスコミの方がもっとPRしていただけると、裁判員に参加しやすい環境ができると思います。どうしても、裁判員に選ばれたから休みたいと言っても、身近に感じていない、現実味がないというところがあるので、できれば、マスコミや裁判所が盛り上げるというか、みんなに知ってもらえるような活動をしていただけると、裁判員としても参加しやすいと思います。

#### 2番

私もそう思います。何か、知らないよそのことかと思っている人もいると思うので、もっと幅広く伝わって、「選ばれたんで。」、「ほな、行きなよ。」、「よかったなあ。」と言ってくれるように、みんなに知ってもらえるような広報をお願いしたいと思います。

#### 3番

私が選ばれる前の印象としては、選ばれたら缶詰になって、ホテルに軟禁状態になると思っていました。これは妻も同じように思っていて、帰って来ないのかと聞かれたこともありました。実際には、評議はこのようにしていて、毎日帰れますよとか、こういう手当も出ますよとか、具体的な内容を周りがもっと知ってくれたら、職場も、全く仕事ができなくなるわけではないことなどが分かって、送り出しやすくなるのではないかと思います。もっと実際の形態を広報していくことが必要なのではないかと思います。

#### 司会者

やっている私たちの側からすると、当たり前になっていることでも、国民の皆

さんには全く伝わっていないのかもしれませんが。外国の映画のように、缶詰状態というイメージもまだまだ多いのかもしれませんがね。

## NHK

マスコミとしても、いろんなPRをして知ってもらうことが、関心を高めることにつながり、制度を維持していくことにもつながるのではないかというお話があったかと思います。面倒だとか、不安だなという気持ちで辞退される方もいらっしゃるかもしれないので、皆様が実際に経験されて、制度の魅力や、日常生活に経験が役立っているというように、興味を持ってもらえるようなお話をお聞きできればと思います。

## 2番

私が担当した事件では、被告人が、「私は死んだらいい。」というような考え方でした。しかし、被告人が精神的に弱かったのかもしれませんが、幼いころからの育ちを見てみると、そういうところから悪い道に入ってしまったのかもしれないと感じたのです。その経験から、孫を育てるにあたって、できるだけ人に迷惑を掛けないよう、虫などを殺さないように教えています。また、ありがとう、すみませんという言葉も、裁判員に参加してから、心に強く響くようになりました。

## 4番

裁判員を経験してみて、やり切った感があります。核になるというか、これをやったんだなというか、生活をしている中でも、自分はこういうことをやったから、次にすることも大丈夫じゃないかと思えるような、自信に繋がったような感があります。

## 3番

裁判員に参加する前は、裁判官はロボットのように、似た事例に応じて収めていくような印象がありましたが、裁判官自身がすごく悩んでいる姿を見て、私たちも同じスタートラインで悩んで、みんなが真剣に議論して人を裁いているとい

う現状を知れたというのは、すごく衝撃的でした。そのあたりを職場で周りの人に話すときも、ただただ杓子定規でやっているのではないんだということを伝えたことがあります。裁くということ自体の観点が、まるっきり変わったということもありました。

#### 四国放送

裁判の中で知り得たことは、家族にも言えないということで、苦しかったり、精神的につらかったことはありませんでしたか。

#### 2番

家族には、内容的なことはしゃべらず、天気や帰り道の話などをしました。

#### 司会者

意図的に関係のない話をしたということですか。

#### 2番

はい。

#### 司会者

しゃべれないことにつらさはありませんでしたか。

#### 2番

「楽しかったよ。」と言いました。私は、何でも楽しい、楽しいと言うことにしています。

#### 3番

評議の内容までは話せないと言われていたので、もやもやしたというか、裁判が終わった後でも、しばらくは引きずっていたというところはあります。

#### 4番

期間中、苦しかったかどうかに関しては、次の日来れば、みんなと評議ができるので、10日も経つと、仲間意識が出来上がってきて、一つの課題に対して、意見を言えるような環境づくりをしていただいたので、帰ってまでしゃべろうとか、職場でしゃべろうというのはありませんでした。先ほど3番の方が言われた

ように、結果が出て、これで本当によかったのかというような、結局、結果しか人は見ないので、経過としては、評議の中でいろんな話がありましたけれど、そういうことがしゃべれないというのが、やっぱり終わってみると、言いたいというか、形を変えて、こういうことだから、こういう結果になったんだよというのを知ってほしいという思いはあります。

司会者

評議の秘密に関して、評議室の中で話し合った内容をしゃべってはいけないという話をさせていただいたと思いますが、裁判の法廷に出ていた内容だとか、判決の理由として述べたこと、最終的な評議の内容を判決にまとめて、法廷で判決を読み上げたわけですけれども、判決の内容については話しても構わないとか、こういうところは守秘義務が及ぶけれども、この辺はいいですよというところの区別がはっきりしなくて悩まれたことはありませんでしたか。

3番

その線引きについては、きちんと説明を受けていたので、悩むことはありませんでした。むしろ、内容や評議以外の部分の、話していい部分については、職場でも説明がしやすかったので、助かった思いはあります。ただ、評議の内容は言えなかったもので、そこはつらいところがありました。

以 上